浦安市国際交流協会　選挙管理委員会規程　　2023 年 4 月 15 日改正

（趣旨）

第１条　役員（三役）選出に関する細則第５条に基づき、三役の選挙を公正かつ円滑に行うためにこの規程を定める。

（独立性の担保）

第２条　選挙管理委員会（以下委員会という）は運営会議（会則第１３条参照）に対して独立の地位を有する。

２　委員会の委員長および委員は、選挙権および被選挙権を有しない者とする。又同様に、立候補者の推薦者となることはできない。

（組織）

第３条　委員会は、委員長１人、委員は２名以上７名以内で構成し、オブザーバーとして副会長１名、事務局員１名を参加させる。副会長と事務局は議決権を持たない。

２　委員会は、委員長および委員２名計３名以上の出席により成立する。

３　委員は在籍１年以上の現会員とし、運営会議の各部会から推薦された次期委員候補者の中から選挙管理委員会が次期委員を委嘱する。

４　委員は、その中から委員長候補者を互選し、運営会議が委員長を委嘱する。委員長は委員会を主宰し、代表する。

（委員の任期）

第４条　委員長および委員の任期は１年とし、期間は 6 月 1 日から翌 5 月 31 日とする。ただし、再任を妨げない。また、5 月 31 日までに第５条に定める業務が完了していない場合は、完了するまで任期を延長し、新たな委員の任期開始も合わせて遅らせる。

２　委員に欠員が生じた場合は、運営会議と協議の上、補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

（選挙管理委員会の業務）

第５条　選挙管理委員会の業務は次の通りとする。

一　選挙の告示
二　候補者の受付、資格の審査
三　立候補者名（推薦者含む）の公表
四　投票および開票の管理
五　票の効力の判定
六　選挙記録の作成
七　選挙結果の広報
八　上記日程管理
九　次期委員候補を次期委員に委嘱
十　三役の選挙等に関する細則についての提言
十一　その他関連必要事項

２　事務手続きおよび日程管理については、必要に応じて運営会議と協議の上、事務局に指示を行い実施する。

３　選挙管理委員会は、立候補者の届け出を受付次第、候補者の資格、推薦者の資格を審査しその都度、ホームページに公表し、協会会員宛に UIFA メールにて通知する。選挙告示期間終了の翌日までに、最終立候補者を選挙人にＥメールで通知するとともにホームページと事務所に掲示して公表する。

（規程の改廃）
第6条　この規程の改廃は、選挙管理委員会が定め、運営会議の承認を得る。

附則１　この規程は、2018 年 5 月 13 日から施行する。
附則２　この規程は、2023 年 4 月 15 日から施行する。